

## 第二十五編 雜

### 第一 新思想團體

#### 自由人聯盟

自由人聯盟は昨年五月廿八日東京神田明治會館に於て發會式を兼ね第一回公開講演會を開き、更に六月十日大阪にて、翌十一日京都にて同様講演會を開いて以來専ら研究方面に没頭してゐたが十一月より機關雜誌「自由人を」創刊した。

本年一月一日には世話人會を開いて左の如く陣容を整へた。

雜誌部 佐野袈裟美、石渡山達、小生夢坊、淺野護  
研究部 加藤一夫、佐野袈裟美  
會計部 内山賢次、原田實  
通信部 丹潔 千葉武郎  
宣傳部 竹内一郎、吉田金重、加藤榮之進、富岡誓  
雜務 淺野護

一月十五日午後六時より東京本郷追分の帝國大學基督教青年會館に於て自由人聯盟の社會問題講演會を開いたが解散を命ぜら

れ檢束者を出した。

一月廿一日午後五時から東京府下大崎町五反田の相生亭に於て同じく講演會を開いたが其際國粹會民勞會員等の襲撃を受け加藤一夫氏の開會の辭に先立つて既に解散を命ぜられ而も解散後同志の一人なる東京市赤坂區溜池町二番地雜誌「中外」社員松本淳三氏は加藤一夫氏と共に同所を引揚げんとする利那國粹會に屬する一兇徒の爲めに日本刀を以て腹郡を刺され重傷を負うた。而して之が直接の動機となつて「文化運動擁護聯盟」なるものの成立したことは別項「社會主義運動」編に記載せる如くである。

一月廿九日午後六時から東京淺草公園六區の貸席吾妻に於て自由人聯盟の講演會を開く筈であつたが開會間際に小舎主側から斷られ更に下谷御徒町救世分營を借らんとして之れ亦謝絶に會ひ集まつた百餘名は多數警官の命令によつて餘儀なく退散し一旦兩國公園と向島土堤とに別れたが八時頃公園へ集合し檄文を撒き黒旗を押し立て革命歌を高唱する等大騒ぎを演じ、爲めに檢足された者七名に達した。

三月二十二日には加藤一夫氏の郷里なる和歌

山縣和歌山城內葵館に於て自由人聯盟主催社會問題講演會を午後七時から開催したが又も國粹會員の妨害を受けて大騒動を惹起し結局八時解散を命ぜられた。而して翌二十三日には同縣海草郡和歌浦町に於て嘗て發賣禁止となつた雜誌「自由人」其他の宣傳文書を撒布したる廉を以て加藤一夫、淺野護、高尾平兵衛、八幡兼松、林唯與志の諸氏は和歌山署の取調を受けた。

九月十八日午後六時から神奈川縣小田原に於て自由人聯盟同地支部發會式を舉げた。

#### オーロラ協會

オーロラ協會は昨秋明治大學の學生を中心として成立したる思想團體であつて其綱領、規約、組織の要領は次の如くである。

綱領—最初は「本協會は一切の近代思想を學術的に研究し以て思想界に於ける新秩序を創造せん」と云ふのであつたが後に「我等は傳統より齎されたる一切の因襲と情實を否定し人類共存の意義を徹底せしめんことを期す」と變更した。

規約抜録—綱領賛成者は何人を問はず本會員たるを得別に講座の都度聽講員を募集することあるべし。規約變更の提案ありたる場合は同會

員の決議によりて之をなす。

組織概要—庶務部、外交部、出版物、宣傳部  
會計部、研究部

講座—社會主義、宗教、哲學、自然科學等の  
研究の爲め其の道の大家を聘して講座を開く

右の綱領の變更によりて察せらるゝが如  
く本協會は最初は純然たるインテリゲンチ  
アの思想研究會であつたのが本年に入りて  
より實行方面に進むことになつたのであ  
る。

而して第四回目の思想問題講演會を二月十四  
日東京神田美土代町の青年會館に於て開催、秋  
田雨雀、石川三四郎、加藤一夫、野村隈畔、生  
田長江、小川菊榮、西川文子諸氏出演したが概  
れ中止を命ぜられた。

尙會の有志に依て左の研究講座が開かれてゐ  
る。

|         |       |
|---------|-------|
| 無政府主義研究 | 大杉 榮  |
| サンヂカリズム | 植田好太郎 |
| 性慾問題の研究 | 北野博美  |
| ニイチエ研究  | 阿部次郎  |

### 曉民會

曉民會は昨年五月早稻田大學生高津正道  
中名生幸力、本多季磨諸氏を中心として成

立した急進主義の團體であつて其綱領及規  
約は左の如くである。

綱領—我等は一切の舊勢力を排し以て新秩序  
の創造を期す。

規約—(一)本會を曉民會と稱し本部を東京に  
置く。(二)綱領實現の爲め眞摯なる研究及宣傳  
に従事せんとする者は何人とも雖も會員たること  
を得。(三)事務取扱の爲め當番幹事若干名を置  
く。(四)會の趣旨に背く者は左の方法により除  
名せらるゝことあるべし。除名提案ありし場合  
幹事は會員に之を一週間前に通告し會員全部の  
三分の二以上の投票により之を行ふ。(五)會費  
は一ヶ月五十錢とす。

創立以來同會は東京各所に社會問題講演  
會なるものを開いて盛んなる宣傳振りを示  
したが其爲め會員中の早稻田大學生中名生  
高瀬、高津、本多の諸氏は放校處分を受け  
た。

本年四月十八日夜神田の青年會館に於て文藝  
講演會を開き、加藤一夫、小川未明、江口渙、宮  
地嘉六、伊藤野枝、エロセンコの諸氏出演した  
又同月廿日神田明治會館に於て開催された全日  
本礦夫總聯合會主催の足尾罷業報告大演說會の  
席上に於て所謂勞働運動指導者攻撃の氣勢を擧  
げた者の中に本會員が多かつた。

尙同會は秋田雨雀氏を講師としてエスペラン  
トの講習會を開た。

八月三十一日には同會本部は警察の大檢舉を  
受け、九月十五日に至り高津正道氏が收監され  
たことは別篇社會主義運動の項に記述せる如く  
である。

尙同會の活動分子の活動が頗る急進的で、從  
つて警察の壓迫猛烈を極めたので十二月に至り  
本部を東京府下戸塚町字源兵衛より、東京市麴  
町區元園町へ移した。

### 新人會

新人會は大正七年十二月赤松克磨氏等東  
京帝國大學生を中心として成立した新思想  
團體であつて其綱領及規約は左の如くであ  
る。

綱領—一、吾徒は世界の文化的大勢たる人類  
解放の新氣運に協調し之が促進に努む一、吾徒  
は現代日本の正當なる改造運動に従ふ

規約—一、吾徒は綱領實現の爲め全國に向て  
同志の糾合を圖る。一、本會の綱領に賛同する  
者は何人とも雖も入會することを得。一、入會希  
望者は本部宛申込まれたし。一、會員は各地方  
に支部を設立するを得。一、會員其他有志者の  
希望により本會は悦んで出張講演に應ずべし。

本會は創立以來帝國大學内に於ける宣傳に努  
力せる外社會的には毎年一回乃至二回新人會學  
學術講演會なるものを開催し、最近のものでは  
昨年十月廿五、六、七の三日間北澤新次郎、室伏  
高信、有島武郎、長谷川如是閑の諸氏を講師と  
して東京福田帝國教育會館に於て之を開催した  
又昨年四月には長野縣の各地に宣傳演說會を開  
き今年四月初旬にも米澤山形方面に之を行つた

機關雜誌としては最初「デモクラシー」を創刊  
し後に之を「先驅」と改め、更に昨年十一月から  
は「同胞」と改題し、本年七月よりは又更に「チ  
ロオド」と變へた。尙雜誌の外に新人會叢書な  
るものを刊行してゐる。

十二月に至り同會は組織を變更し、從來  
の社會的色彩を削つて純然たる學生團體  
とし、左の如き結句の宣言を發表した。

「今や我國の解放運動も漸く具體化して實行  
期に入りつゝある。我等の爲すべき仕事は益  
多きを加へる。我等は此場合寧ろ學窓を出で  
た者が各人の自由に從ひ各自の正當と信する  
處に向つて行動する事はよりよき方策である  
と考へる。三週年を迎ふると共に我等は新人  
會を今後大學内の思想團體として存續せしめ  
る事を茲に宣言する。」

建設者同盟

建設者同盟は早稻田大學生和田巖氏等が  
同校教授北澤新次郎氏を指導者として大  
正八年九月に創立したものであつて其綱  
領並びに規約は左の如くである。

綱領

一、本同盟は最も合理的なる新社會の建設を  
期す

一、本同盟は建設者同盟と稱す

一、本同盟は右の綱領に依り適當なる研究及  
び實行運動を爲す

一、本同盟の綱領に賛同する者は同人の推薦  
に依りて入會する事を得

一、本同盟に入會せんとする者は入會金壹圓  
を納む可きものとす

一、本同盟同人は會費として毎月金壹圓を納  
むべきものとす

一、本同盟本部を東京市外池袋九三〇番地に  
置く

一、校内事務所を早稻田大學雄辯會事務所内に  
置く

一、本同盟の主旨に違反したりと認めたる者  
は同人三分の二以上の賛同を経て除名する  
ことを得

次に同同盟は本春左の如き要目の研究會  
を行つた。

研究題目

講師

フオイフルバツハの哲學思想(月二回)

伊達 保美  
大山 郁夫  
片山 伸  
植田好太郎

アナーキズム(月一回) 山川 均  
婦人問題(月一回) 山川 菊榮  
被告學(月二回) 布施 辰治  
農村問題(毎週一回) 佐野 學

キルドソシアリズム(毎週一回) 北澤新次郎  
尙講演會は創立以來隨時隨所に開催されたが  
本年五月十四日夜六時東京神田三崎町三崎會館  
に於て文化講演會を開き堺利彦、植田好太郎、久  
津見房子、石川三四郎、加藤一夫、麻生久諸氏  
の出演を得て盛會裡に十時散會した。

建設者同盟にては夏期休暇を利用して左  
の如く夏期講習會を開催した。

場所 早稻田大學内大講堂に於て

日時 第一回自八月一日至八月八日

第二回自八月十日至八月十八日

各(午後自六時半至十時半)四時間宛

聽講料 各壹圓 參圓 共通 五圓

定員 各回 約四百名

講師氏名及講義題目左の如し

第一回(自八月一日至同月八日)八日間

講題 氏名

政治と藝術 長谷川如是閑

新國家學概論 大山 郁夫

貧民心理の研究

賀川 豊彦

革命後の露西亞思想一般

片上 伸

現代文化批判

土田 杏村

日本階級争闘史

佐野 學

イブセンと兩性問題

島村 民藏

民法改造の基調

末弘巖太郎

第二回(自八月十日同十八日)九日間

代議制度の新研究

今中 次磨

農業問題特に小作問題に就て

橋本傳左衛門

現代婦人問題

本間 久雄

新實用主義の哲學概論

帆足理一郎

戦後に於ける佛蘭西文藝の思潮

吉江 孤雁

對社會の性問題

矢口 達

ギルド社會主義概論

北澤新次郎

ソビエト露西亞の教育及文藝

平林初之輔

## 第二 國粹團體

### 國粹會

#### 國粹會關東總本部の新陣立

「意氣を以て立ち仁俠を以て本領とする者の集團」と自稱する大日本國粹會は昨夏以來絶えず内紛に追はれてゐたが政治季節に入ると共に關東派は俄かに陳容を整ふる必要に際會した。由來關東派は磯部四郎氏を名譽會長として俠客、土木請負師、土工を糾合する目的で成立したのであるが之等三

者は絶対に一致しないとあつて止むなく俠客のみの集團として組織され幹部連二百餘名は其結束を固め運動を開始する第一歩として舊冬同會に最も信望ある大親分梅津勘兵衛氏を幹事長に選任して一切の事を託し同時に國粹會關東本部と名稱を改めたが更に本年に入つて東京芝區新幸町一堤ビルディングの階上を事務所宛て一月九日から梅津幹事長は同所に詰切つて諸般の畫策を爲すこととなつた。而して其畫策の内容は普選運動に對抗して活動すると共に社會主義者を本年中に根本的に撲滅するにありと傳へられてゐる。

而して一月十七日には午後一時から築地精養軒に東京市内及府下十五郡の代表者百七十八名を集めて危険思想撲滅の幕を切つて落すべく新年會を開催したが會長磯部四郎氏、川村警保局長、岡警視總監等出席して激勵演説を試みた。國粹會の活動に就て梅津幹事長の語る所は次の如くである。

「昨年議會に普選案が上程された時我々が深川富川町から無賴漢、浮浪者、土工、前科者、新平民全部千八十名を買収して騷擾のないやうに

活動したので本會が現政府の手先になつてゐるかの如く誤解してゐる者もあるが本會は一切政黨派に關係あるものではなく唯團體を紊す危険思想者を撲滅するにあるのである。富川町邊の浮浪人は政治季節になると必ず煽動政治家に買収されて騷擾を起すのが例になつてゐるのでそんな不穩な事のないやうに吾々が先廻りをして防いでゐるやうな譯だ。」

#### 國粹會の本部と支部

國粹會の創立以來本年九月までに成立したる各地の本部及び支部を列擧すれば左の如くである。

京都支部、愛知縣支部、廣島縣本部、和泉支部、岡山縣旭東支部、岡山縣早島支部、和歌山縣日高支部、札幌支部、小倉市九州本部、函館區北海道本部、下關支部、福岡縣戸畑支部、八幡支部、奈良大和支部、大阪本部、東京支部、岡山縣支部、和歌山市紀州本部及同紀州支部、和歌山縣黑江支部、根室支部、大分縣本部、岐阜縣本部、兵庫縣本部、静岡縣本部、山口縣徳山支部、和歌山縣湯淺支部、福知山支部、福島縣本部、新潟縣本部、巖手縣本部

#### 國粹會員の暴行

國粹會員の活動が主として暴行となつて現はれるのは其の商賣柄から云つて敢て

不思議ではない。試みに本年度に行はれたその二三を例示すれば。

一月廿一日午後四時から東京市日本橋區常盤木俱樂部で開催された社會主義同盟主催の新年宴會の開會間際に國粹會員之を襲ひ、堺利彦、永田耀氏等を街路に引きづり出し木刀を揮つて滅茶々に亂打し之を負傷せしむるに至つた。

二月十四日大阪市中心公會堂に開催された借家人同盟主催借家人大會に於て主催者逸見直造氏の演説中、言國粹會の事に及ぶや突如三人の暴漢が演壇に躍り上り青竹及び手鉤を以て逸見氏に重傷を負はしめた。此暴漢は何れも國粹會員たりしこと判明し三月二十四日大阪區裁判所に於て一人は懲役十ヶ月、他の一人は同四ヶ月の判決を受けた。

## 大和民勞會

### 大和民勞會の發會式

皇室中心主義を宣傳するに云ふ土木請負業者の集團大和民勞會は一月三十日東京淺草公園傳法院で午後二時半から發會式を舉行した。先づ創立者土木請負業者河合徳三郎氏の開會の辭に次いで「皇室中心主義」宣揚の宣言決議、原首相の祝辭朗讀、横山勝太郎、關直彦、上杉慎吉

伊藤仁太郎氏諸の賛成演説があつて午後五時散會した。

宣言は左の如くである。

建國茲に三千年萬世一系の天皇を拜戴せる我大和民族は皇室中心主義を以て終始一貫し君國の爲め死を鴻毛の輕きに比す之我國體の精華にして世界萬邦に其比を見ざる所なり我日本帝國が世界の雄邦として國威赫赫たる所以のものは一に此國體の資に異ならず故に我日本帝國にして將來益々國運を發展し國民の福利を増進せんを欲せば國民は擧つて國體の發揚に力めざるべからざる然るに輓近世界大戰の影響を受け一部の似而非知識階級に我國體と相容れざる危険なる外來思想を宣傳して國民思想に龜裂を生ぜしめんと計りつゝあるは皇室中心主義を以て立つ我大和民族の斷じて忍容する能はざる所なり吾人大に時勢に鑑みる所あり茲に「大和民勞會」を組織して國體の精華を發揚し一旦緩急あれば義勇公に奉じて君臣の義を明にし、天壤無窮の皇運を扶翼するは勿論常に皇室中心主義の宣傳に努力して混亂せんとする思想界の安定を計り又一面には社會問題に留意して其解決に當り社會薄倖者の救授其他一般社會政策の遂行を企圖して國家及社會奉仕の實を擧ぐんとを期す

右宣言す

尙七月に至り左の如き第二次宣言を發表した。

本會の存在の目的は、第一次宣言にも明にし

てある通り皇室中心主義を信條として、我建國の理想に反對する思想の延蔓を豫防し、我皇國の存立に危険なる主義を絶滅して、國民思想の善導を計り、歐洲大戰以後、益々複雑となり愈々烈しくなつて來た、列國競争場裡に伍して能く建國三千年の國體を維持し、萬世一系の天皇を戴いて、王化の鴻業に賛參せんが爲であります。それ故に我等の事業及び主張は常に不偏不黨で、苟くも正義に反し、人道に乖ふことなく、強きを恃んで邪なる者を必ず挫き、弱きが爲に虐げられてゐる者を必ず助け興す者でなければなりません。我等は等しく、天皇の赤子であるから、權門なるが故に恐れ、富豪なるが故に阿り、又は民衆なるが故に媚びるやうなことは斷じてありません。斯心が大和魂の眞髓であり、忠孝一致の國體に従つて、發揚せられた精神の花であります、我等は此の精神を體して空理空論を排斥し、嚴正なる批判を、死もなほ辭せざる信念とを以て單刀直入、皇室及び國家に奉仕せんことを期す者であるこそを、茲に再び宣言いたします。

### 民勞會員の暴行

之れより先き一月二十一日の社會主義同盟新年宴會の際大和民勞會員五六十名は同會場たる東京日本橋常盤木俱樂部の附近に陣取り國粹會員と呼應して社會主義者に對し示威的態度を示し盛んに氣勢を擧げたが、同夜東京府下五反田の相生亭に開催された自由人聯盟の演説會閉會

後同會員松本淳三氏を日本刀を以て斬りつけた暴漢も大和民勞會員であつた。

### 救世團

昨年五月二日發會式を擧げたる大日本救世團は、本年度に於ては主として思想問題講演會なるものを各地で開催したが其の代表的なるものを擧ぐれば左の如くである。

二月八日午後五時から東京兩國國技館に開催した大日本救世團の宣傳演說會は野澤理事の開會の辭に始まり寺尾亨博士、宮岡海軍中將、河野廣中氏、松井茂博士等の演說があり最後に團長大迫大將の「國民の覺醒」と題する演說があつて十一時散會したが會場の内外には社會主義者一派の妨害を警戒して數十名の警官隊が屯してゐた。

六月廿五日午後一時から大阪中之島中央公會堂に於て思想問題講演會を開催、聽衆三千に餘る盛況で辯士及び演題は左の如くであつた。

皇太子殿下御渡歐恐懼感激(本田仙太郎)神國民の使命(大道尙道)自覺(寺尾亨)靈主物從(野津少將)精神生活(本多日生)勞働は神聖なり(小林一郎)

### 忠愛會

雜

皇室中心主義を標榜し思想界の統一を徹底的に實現せしむべく一條公爵、三室戸神宮大宮司、今井神宮小宮司、今泉神宮奉齋會長その他發起により元老、國務大臣、朝野の名士の贊助を得て計畫中であつた忠愛會は十一月廿三日の新嘗祭を卜し午前十時から日比谷大神宮に於て奉告祭並に發會式舉行、朝野の名士百餘名列席、一同神前に着床するや奉齋會專務理事篠田時化雄氏奏樂中に神饌を供へ祝詞を奏し參列者總代として平沼大審院院長玉串を捧げ引續き一同起立敬禮、終つて大松閣において小宴を催し散會したか同會本部は日比谷神宮奉齋會本院内に置き内地は勿論朝鮮滿洲各地に支部を設け講演に文書に宣傳に努め財團法人組織とし機關新聞を發行する

### 第三 讀書界の傾向と當局の取締

#### 取締

#### 大正九年度新聞雜誌發賣禁止數と秘密出版物數

#### 止數と秘密出版物數

昨大正九年の言論界は一時は政治問題に

關し、中頃からは思想問題、勞働問題に關して頗る活氣を呈したが之に對する當局の取締方針も嚴重を極めたが爲めに發賣頒布を禁ぜられたる數は全圖を通じて三百五十餘種の多數に上り都下のみにても八十七種、其中安寧秩序を亂すもの八十三種、風俗壞亂四種であつた。

而して當局の嚴重なる監視の下を潜つて秘密出版物が頻りに刊行され頒布されてゐるが其數は同じく過去一年間に於て勞働方面は百五十種、思想方面は六十種合計二百十種、部數約三千冊に達すと見られてゐる而して其分布系統は東京を始めとし大阪、名古屋を中心とする方面及九州地方が其重なる所であると云ふ。

之が爲めに警視廳に於ては本年に入りてより秘密出版物の取締に頗る苦心し歐米の該書類取締を參酌して一見直に事實の内容及び關係者が判明するやうに新取締法を作成したと傳へられてゐる。

#### 輸入書籍の取締

米國を經由して横濱に入港する印刷物中

には我國の國民思想を惑亂し或は朝憲を紊亂するものが多いとあつて内務省及び大藏省遞信省が協力して之れが取締を嚴重にする事となり横濱税關監視部にては主務省の命令により米國より横濱に入港する船舶は内外船を問はず嚴重なる檢閲を爲し乗客所有の書籍迄片端から檢閲し苟くも危險思想宣傳を爲す虞あるものと認むる時にドシドシ之を沒收する方針を採り一月十二日横濱入港のナイル號を手始めに實施した。

本年一月以降三月末迄の出

出版物並に其傾向

内務省警保局の調査によれば本年一月以降三月末迄の累計全國圖書出版數は一萬六百八十四種にして其中單行本二千四百九十六種、定期刊行雜誌五千五百種、官本二千六百八十八種である。之れを前年同期に比すれば財界變調の影響を受けて一般出版界讀書界不振の聲大なるものあつたに拘らず却つて總數に於て四種を増加してゐる。而して昨九年度に於ける出版物の總數は四萬

四千七百七十六種に達し其内容は前半期は主として政治、思想に關するもの多く教育文學書之に次ぐ狀況であつたが後半期を通じて本年に入つては此趨勢變動し哲學、宗教醫學に關するもの逐次勢力を得來り教育、政治、理學等之に次ぐの狀態であるが之等の風潮に超然として依然として多數の讀者を吸収しつゝあるものは婦人雜誌及娛樂雜誌の類で、尙其他には戀愛及性慾に關する圖書及雜誌が著しく歡迎さるゝに至つたことは注目に値する。

大正九、十兩年上半年期の新

刊書數及び其種類別比較

大正九年十月上旬半期の新刊書總數を月別にして比較すれば左の如くである。

|    | (本年)   | (昨年)  |
|----|--------|-------|
| 一月 | 百二十種   | 百四十四種 |
| 二月 | 百四十四種  | 百六十六種 |
| 三月 | 百四十五種  | 百十三種  |
| 四月 | 百八十六種  | 百七十二種 |
| 五月 | 百九十六種  | 二百〇三種 |
| 六月 | 八百九十一種 | 百九十二種 |
| 計  | 八百九十一種 | 九百九十種 |

即ち本年の上半期は昨年そのれに比して約百種を減じてゐる。更に之を書籍の種類別にして比較して見ると左の如くである。

|    | (本年) | (昨年) |
|----|------|------|
| 哲學 | 九一   | 五八   |
| 宗教 | 三八   | 四三   |
| 教育 | 一三六  | 八九   |
| 文學 | 一七四  | 一五〇  |
| 小説 | 八六   | 七五   |
| 歷史 | 八八   | 一四三  |
| 地理 | 四〇   | 五五   |
| 社會 | 二一   | 四一   |
| 經濟 | 六七   | 五〇   |
| 農工 | 二七   | 四七   |
| 衛生 | 六八   | 六五   |
| 國語 | 二四   | 三〇   |
| 兒童 | 二一   | 二六   |
| 家庭 | 三三   | 三〇   |
| 音樂 | 二    | 七    |
| 娛樂 |      |      |
| 雜書 |      |      |

右の比較表に於て著しく注目される點は第一に「法政社會」に關する刊行が昨年の百四十三種から本年の八十八種に激減したと、之に反して「文學」や「小説」の部門の刊行數は兩者を合して昨年の二百三十九種から本年の三百種に激増したことである。

第二に「哲學宗教」に關するものが昨年の五十八種から本年の九十一種に増加してゐることも注目に値する。

#### 第四 學校と社會思潮

##### 小學校中學校女學校生徒の思想傾向

文部省普通學務局に於ては昨秋から各地方長官に移牒して小學校兒童並に男女中等學校生徒の思想傾向を調査せしめたが。

それによると先づ現代思潮に直接關係ある「社會主義」「デモクラシー」「ストライキ」「サボタージユ」「階級打破」「改造」「自由平等」「個人主義」「民力涵養」「社會奉仕」「婦人問題」等の十數語に對する小學校兒童の理解の程度は僻地農村に於ては殆んど零で都會に近づくに従つて漸次解釋をつける子供が増して來るやうである。東京の尋常五年の一兒童は「デモクラシー」に對して「民主主義」「一つの政治の仕方」「そのおほもとの考へは人は皆自由平等であるといふ事」と云ふ解釋を附け尋常四年の一男兒は「自分一人で勝手なことをしないでおほいでやること」等の解釋がある。而して是等の言葉を覺えたの

は學校に於けるもの五百九十九人、家庭二百八十人、新聞雜誌千五百十八人で新聞雜誌の影響の重大な事を示してゐる。尙資本主義に影響されてゐると認めらるゝものとしては將來の志望を金儲に置くもの多く崇拜人物を實業方面に置く點である。

次に女學生が現代思想に感化された動機は直接社會問題の書類を讀んだのではなく大抵は文學書を讀んでゐる中に知らず識らず新思想に觸れて來た者が多く

某學校生徒の愛讀書を調べて見ると文學書百廿四、修養書七十八で科學書の如きは僅に十に過ぎない。又其女子師範で「自由平等」「婦人解放」の意義を尋ねると前者の正解者は百八十三人中六十二人、後者は百二十九人と云ふことであるが此内男尊女卑の風習に對する不満を現はすものが約九割を占めてゐるが一少女の解釋の一節には「女子の人格が輕視され束縛され盲從を強ひられ女子の貞操を責めることは甚しくて男子に對して輕いさ云ふことは何と云ふ不平等な事であらう」と云ふのがある。

更に中學生の方に於ては女學校や小學校の生徒と趣味を異にし新思想と舊思想との間に立つて竊に煩悶してゐる者を相當に見

受ける。

##### 三重縣富田小學校生徒の思想調査

三重郡富田小學校にては今回社會思想の如何なる點迄小學校兒童の小さい腦裡に響いて居るかと云ふ試験を尋常五年生以上の男女四百六名に對して試みた、其時の問題は

第一問 尼港、過激派、米價調節、物價騰貴、女權、パルチザン、成金、人種案、普選、排日、國際聯盟、忍術、勞働問題、參政權、社會主義、民本主義、セミヨノフ、デモクラシー、國勢調査、レニン

右二十の熟語に就て知れる事項、關係ありき思ふ事項を全部書け

第二問 皇室の御方を除きどんな人が一番偉い

第三問 どんな人になり度いと思ふか

第四問 一番貴いものは何ですか

右四問題に對して夫々答案を得たものを調査して見ると第一回の二十の熟語は男生の方より女生の方が成績がよい

即ち百分比男二一、八三に對し女は一六、二九である、女子は尋常科に於て特に男子に比し劣つて居るが高等科は急激に増加して居る答案中最も成績の良いのは國勢調査の八二、



三九で其次は成金である、忍術は活動寫眞の影響を受け尼港さバルチザンの成績甚しく相違して居たのに一寸解せない、其他米價調節、女權擴張に於て女子の成績が男子よりも優つて居るのが著るしく目に付く次に

第二の問題即ち皇室のお方を除く外どんな人が一番偉いかと云ふ問題に對して總理大臣と答へた者が六十一人、伊藤博文が二十四人、東郷大將が二十三人、町長が十人、天春文衛が四人であつた右に依ると一般に女子は歸着點の多いが具體的に政治家を指して居るものは女子には殆んど無い、知事町長の數が女子に於て男子に比し極めて多いのは面白い、神佛とか華族は女子に多く軍人としては具體的に誰となして居るものは女子は極少數で男女共軍人よりも政治家に關しての數が多いが特に見新しく感じる次は

第三問のどんな人になり度いと思ふかに就て單に偉い人が六十九人、軍人六十二人、大將四十六人、貞女三人、皇后様の次の人四人、町長四人、特志看護婦六人、官女六人等は中中振つて居る、男子の希望は軍人側に多く女子は大部分抽象的に偉いこと記述して居る、女子答案中三人は將校希望(女の大將と注が入れてある)二人の帝國議會議員の希望者のあるのは奇抜だ、男子は飛行機乗り、巡查、外交官等あるは一寸變つて居る、金持になり度いと云ふのは全受檢者四百六名中高等科の男子中只一人あつた

第四問の一番貴いものは何ですかに對しは神

佛が七十九人、皇太神宮三十九人、天皇皇后三十七人、勅語二十四人、金錢二十四人、米十一人、命五十六人、時間七人、着物指環六人、軍人四人、空氣四人を出した、神佛、天皇皇后陛下、勅語、三種神器の計百八十九人は全體の四割七分に相當して居る、命の數の多いのは目新しく金錢に就いて貴重なものと思惟してゐるものは極めて少數であつた(四日市)

### 埼玉縣立工業學校職員等の

#### 秘密結社

埼玉縣立工業學校書記内野清氏は自ら主幹となり同校書記磯部義機雄 縣立圖案調製所技手有川江秋外數氏と共に一月末「極光詩社」と題する秘密結社を組織し「極光」と稱する月刊雜誌を出版し縣下を始め東京八王子、和歌山、北海道等の同主義者に頒布した事が發覺し二月十一日午後川越署に引致された。内野氏等は極光誌上にて社會主義の宣傳を爲して居つたとのことであるが川越中學校、工業學校等の生徒の間に多數の讀者を有してゐたと。

### 皇室中心主義の小學教員罷免

東京市麻布區本村小學校訓導糸川鹿一郎

氏は同志と共に護國結社なるものを組織し宣言ピラを各方面に配布して皇室中心主義の宣傳を計畫したとの廉を以て三月下旬首された。近來の筆禍といへば概ね社會主義的思想に關して起るのであるが、かくの如く皇室中心主義を唱へた爲めに教職を抛たざるべからざるに至つたのは頗る怪訝であると言ふ。小學校教員に社會運動は禁物であるとの理由でさうなつたのであると云ふ。

### 教員の常識試験

東京市に於ては地方教員中から東京に就職希望の者五十名(男三十名、女二十名)を募集した處男百十五名女六十二名合計百七十七名の應募者があつた。而して其試験成績を九月二十三日に發表したが、學術試験には相當な成績を得たに反し常識試験の方は非常な不出來で當局を呆然たらしめた。其中最も滑稽を極めたのはレニンとは何かと云ふに對し毒藥の名であると答へ、又デモクラシーとは神經衰弱の藥なりと答へた女教員のあつたことである。

# 附錄 一 現行法規

## 職業法紹介（大正十年法律第五號）

- 第一條 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 府町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 內務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ指定シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 市町村職業紹介所ヲ設置スルトキハ市町村長之ヲ管理ス
- 第五條 市町村ニ非サル者職業紹介所ヲ設置セシトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ナルテスルニ拘ハラズ報償トシテ手数料其ノ他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七條 職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ヲ圖ル爲メ中央及地方ニ職業紹介事務局ヲ設ク內務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介事務局ノ管轄區域組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八條 職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク內務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 市町村ノ設置スル職業紹介ニ關スル經

費ハ市町村ノ負擔トス

第十條 國庫ハ勅令ノ定ムルトコロニ依リ職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ支出額ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

第十一條 職業紹介所ノ設備及管理竝ニ職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 職業紹介事業ハ內務大臣及職業紹介事務局長之ヲ監督ス

第十三條 監督官廳ハ職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ業務又ハ會計ヲ檢閱スルコトヲ得

第十四條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

### 附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第七條及第十二條ノ規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ第七條及第十二條ノ規定ヲ他ノ規定ヨリ後ニ施行スル場合ニ於テハ其ノ施行ニ至ル迄ノ間職業紹介事業ノ監督ハ內務大臣地方官及郡長之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ存スル職業紹介所ニシテ市町村ノ經營ニ係ルモノハ本法ニ依リ設置シタルモノト看做ス

其ノ市町村ニ非サルモノノ經營ニ係ル無料ノ職

業紹介所ニ付テハ勅令ニ定ムル期間內ニ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

（本法ハ大正十年七月ヨリ施行セラレタリ）

## 黃燐寸製造禁止法

（大正十年法律第六一號）

第一條 燐寸製業者ハ燐寸ノ製造ニ黃燐ヲ使用スルコトヲ得ス

第二條 黃燐ヲ使用シテ製造シタル燐寸ヲ販賣シ、輸入若ハ移入シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス

第三條 當該官吏ハ取締上必要アリト認ムルトキハ工場、倉庫、店舖其ノ他ノ場所ニ臨檢シ又ハ檢査ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ燐寸若ハ其ノ製造原料ヲ收去スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ

第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢若ハ收去ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 燐寸製造業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ燐寸ノ製造ニ黃燐ヲ使用シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第七條 本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲

ヲ爲シタル理事、取締役其ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ

附則

本法ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第二條ノ規定ハ本法施行前ニ製造シ又ハ輸入若ハ移入シタル燐寸ニ付テハ本法施行後一年間之ヲ適用セス

借地法(大正十年法律第四九號)

第一條 本法ニ於テ借地權ト稱スルハ建物ノ所有ヲ目的トスル地上權及賃借權ヲ謂フ

第二條 借地權ノ存續期間ハ石造、土造、煉瓦造又ハ之ニ類スル堅固ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ六十年其他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年トス但シ建物力此ノ期間滿了前朽廢シタルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅ス、契約ヲ以テ堅固ノ建物ニ付三十年以上、其ノ他ノ建物ニ付二十年以上ノ存續期間ヲ定メタルトキハ借地權ハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス  
第三條 契約ヲ以テ借地權ヲ設定スル場合ニ於テ建物ノ種類及構造ヲ定メサルトキハ借地權ハ堅固ノ建物以外ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノト看做ス

第四條 借地權消滅ノ場合ニ於テ建物アルトキハ借地權者ハ契約ノ更新ヲ請求スルコトヲ得土地所有者力契約ノ更新ヲ欲セサルトキハ時

價ヲ以テ建物其他借地權者力權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタルモノヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第五條 當事者力契約ヲ更新スル場合ニ於テハ借地權ノ存續期間ハ更新ノ時ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年トス此ノ場合ニ於テハ第二條第一項但書ノ規定ヲ準用ス  
當事者力前項ニ規定スル期間ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ定ニ從フ

第六條 借地權者借地權ノ消滅後土地ノ使用ヲ繼續スル場合ニ於テ土地所有者ガ遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前契約ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ借地權ヲ設定シタルモノト看做ス、此ノ場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス

第七條 借地權ノ消滅前建物力滅失シタル場合ニ於テ殘存期間ヲ超エテ存續スヘキ建物ノ築造ニ對シ土地所有者力遲滞ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ借地權ハ建物滅失ノ日ヨリ起算シ堅固ノ建物ニ付テハ三十年間、其ノ他ノ建物ニ付テハ二十年間存續ス、但シ殘存期間之ヨリ長キトキハ其ノ期間ニ依ル

第八條 前二條ノ規定ハ借地權者力更ニ借地權ヲ設定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 前七條ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲借地權ヲ設定シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セス

第十條 第三者力賃借權ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物其ノ他借地權者力權原ニ因リテ土地ニ附屬セシナタルモノヲ取得シタル場合ニ

於テ賃貸人力賃借權ノ讓渡又ハ轉貸ヲ承諾セサルトキハ賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ建物其他借地權者力權原ニ因リテ土地ニ附屬セシメタルモノヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得

第十一條 第二條第四條乃至第八條及前條ノ規定ニ反スル契約條件ニシテ借地權者ニ不利ナルモノハ之ヲ定メサルモノト看做ス  
第十二條 地代又ハ借賃力土地ニ對スル租稅其ノ他ノ公課ノ増減若ハ土地ノ價格ノ高低ニ因リ又ハ比隣ノ土地ノ地代若ハ借賃ニ比較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條件ニ拘ハラズ當事者ハ將來ニ向テ地代又ハ借賃ノ増減ヲ請求スルコトヲ得、但シ一定ノ期間地代又ハ借賃ヲ増加セサルヘキ特約アルトキハ其定ニ從フ

第十三條 土地所有者又ハ賃貸人ハ辨濟期ニ至リタル最後ノ二年分ノ地代又ハ借賃ニ付借地權者力其土地ニ於テ所有スル建物ノ上ニ先取特權ヲ有ス  
前項ノ先取特權ハ地上權又ハ賃貸借ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ保存ス

第十四條 前條ノ先取特權ハ他ノ權利ニ對シテ優先ノ效力ヲ有ス、但シ國稅徵收法ニ依リ徵收スルコトヲ得ヘキ請求權、共益費用、不動産保存、不動産工事ノ先取特權及地上權又ハ賃貸借ノ登記前登記シタル質權抵當權ニ後ル

附則

第十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十六條 本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

第十七條 本法施行前設定シタル地上權又ハ賃借權ニシテ建物ノ所有ヲ目的トスルモノノ存

續期間ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ堅固ノ

建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ三十年

其他ノ建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付テハ

二十年トス但シ建物力此ノ期間滿了前朽廢シ

タルトキハ借地權ハ之ニ因リテ消滅シ堅固ノ

建物ニ付三十年ヲ超エ其ノ他ノ建物ニ付二十

年ヲ超ユル存續期間ノ定アル地上權ハ其ノ期

間ノ滿了ニ因リテ消滅ス

建物ノ所有ヲ目的トスル地上權又ハ賃借權ニ

付存續期間ノ定メナキ場合ニ於テ本法施行前

二十年以上ヲ經過シタルトキハ當事者ハ二十

年毎ニ契約ヲ更新シタルモノト看做シ前項ノ

規定ヲ適用ス

第一項ノ規定ハ臨時設備其ノ他一時使用ノ爲

設定シタルコト明ナル地上權及賃借權ニ付之

ヲ適用セス

第十八條 前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法

施行ノ際現ニ存スル地上權又ハ賃借權ニシテ

建物ノ所有ヲ目的トスルモノニ付亦本法ヲ適

用ス

### 借家法(大正十年四月法律第五〇號)

第一條 建物ノ賃借借ハ其ノ登記ナキモ建物ノ

引渡アリタルトキハ爾後其ノ建物ニ付キ物權

ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ス

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ

登記セサル賃借借ノ目的タル建物ガ賣買ノ目

的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之

ヲ準用ス

第二條 賃借借ノ期間滿了ノ後賃借人カ建物ノ

使用又ハ收益ヲ繼續スル場合ニ於テ賃借人カ

遲滯ナク異議ヲ述ヘサリシトキハ前賃借借ト

同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃借ヲ爲シタルモノト

看做ス

第三條 賃借人ノ解約申入ハ六月前ニ之ヲ爲ス

コトヲ要ス六月未滿ノ期間ノ定メアル賃借借

ハ之ヲ期間ノ定メナキモノトス

前條ノ規定ハ賃借借力解約申入ニ因リテ終了

シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四條 解約申入ニ因ツテ終了スヘキ轉賃借ア

ル場合ニ於テ賃借借力終了スヘキトキハ賃借

人ハ轉賃借人ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲スニ非サ

レハ其ノ終了ヲ轉賃借人ニ對抗スルコトヲ得ス

賃借人カ前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ轉賃借

ハ其ノ通知ノ後六月ヲ經過スルニ因リテ終了

ス

第五條 賃借人ノ同意ヲ得テ建物ニ附加シタル

疊建具其ノ他ノ造作アルトキハ賃借人ハ賃借

借終了ノ場合ニ於テ其ノ際ニ於ケル賃借人ニ

對シ時價ヲ以テ其ノ造作ヲ買取ルヘキコトヲ

請求スルコトヲ得賃借人ニ買受ケタル造作ニ

付亦同シ

第六條 前五條ノ規定ニ反スル特約ニシテ賃借

人ニ不利ナルモノハ之ヲ爲ササルモノト看做

ス

第七條 建物ノ借賃力土地若クハ建物ニ對スル

租稅其他ノ負擔ノ増減ニ因リ、土地若ハ建物

價格ノ昂低ニ因リ又ハ比隣ノ建物ノ借賃ニ比

較シテ不相當ナルニ至リタルトキハ契約ノ條

件ニ拘ラス當事者ハ將來ニ向テ借賃ノ増減ヲ

請求スルコトヲ得、

但シ一定ノ期間借賃ヲ増加セサルヘキ特約

アルトキハ其ノ定ニ從フ

第八條 本法ハ一時使用ノ爲建物ノ賃借借ヲ爲

シタルコト明ナル場合ニハ之ヲ適用セス

附則

第九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 本法施行ノ地域ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 本法ハ本法施行前ニ爲シタル建物ノ

賃借借ニ付亦之ヲ適用ス、但シ本法施行前ニ

賃借人ノ解約ノ申入アリタル場合ニ於テハ賃

借借ハ既ニ經過シタル期間ヲ算入シ六月ヲ經過

スルニ因リテ終了ス

### 借地法及借家法の施行

借地法及借家法ハ五月十五日ヨリ左記區域内ニ

施行スル旨公布セラレタリ(勅令第二〇七號)

東京府、東京市

荏原郡ノ内 品川町、大崎町

豊多摩郡ノ内 澁橋町、大久保町、戸塚町、千

駄ヶ谷町、澁谷町

北豊島郡ノ内 南千住町、巢鴨町、瀧野川町、

高田町、日暮里町、西巢鴨町

南葛飾郡ノ内 吾嬬町、龜戸町、大島町、寺島

村、砂村

京都府、京都市

大阪府、大阪市

西成郡ノ内今宮町、鷺洲町、豐崎町、中津町、傳法町

東成郡ノ内鶴橋町、中本町、天王寺村

神奈川縣、橫濱市

兵庫縣、神戸市

前記ノ地區外ニ跨リテ築造セラレタル建築物アル場合ニ於テハ借地法及借家法ハ其ノ建物ノ存スル場所ニ付亦適用セラレ

住宅組合法(大正十年法律第六六號)

第一條 住宅組合ハ組合員ニ住宅ヲ供給スルヲ以テ目的トス

住宅組合ハ法人トス

第二條 住宅組合ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事項ヲ行フコトヲ得

一、住宅用地ノ取得造成若ハ借受又ハ組合員ニ對スル貸付若ハ讓渡

二、住宅ノ建設又ハ購入

第三條 本法ニ於テ住宅ト稱スルハ住居ノ用ニ供スル家屋及其附屬設備ヲ謂フ

前項ノ附屬設備ノ種類及範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 組合ノ供給スル組合員ノ住宅ハ一組合員ニ付一戸ニ限ル

第五條 住宅組合ノ供給スル住宅ニ關スル坪數其ノ他ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 組合員ノ持分ハ之ヲ相續スルコトヲ得

第七條 組合員住宅ノ所有權ヲ取得シタル後出資拂込ノ完了ニ至ル迄ノ間左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組

合員ニ對シ住宅ノ所有權ヲ組合ニ讓渡スルコトヲ請求スルコトヲ得

一、出資拂込ノ義務ヲ怠リタルトキ

二、組合ノ定ムル住宅使用條件ニ違反シタルトキ

第八條 組合員ハ前條ノ規定ニ依リ其ノ住宅ノ所有權ヲ失ヒタルトキハ組合ヲ脱退ス

第九條 組合員出資拂込ノ完了前住宅ノ所有權ヲ取得シタルトキハ組合ハ組合員ヲシテ未拂込出資金額ニ付其ノ住宅ノ上ニ抵當權ヲ設定セシムルコトヲ得

第十條 住宅ハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ火災保險ニ付スヘシ

第十一條 住宅組合ノ住宅ノ建設、購入若ハ住宅用地ノ取得又ハ組合ト組合員トノ間ニ於ケル住宅若ハ其ノ用地ノ所有權移轉ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得

第十二條 北海道地方費府縣又ハ市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ住宅組合ニ對シ住宅資金ヲ貸付スルコトヲ得

第十三條 國、北海道地方費、府縣郡又ハ市町村ノ所有ニ屬スル土地ハ隨意契約ニ依リ住宅組合ニ之ヲ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得

第十四條 住宅組合ハ主務大臣、地方長官、郡長及市長之ヲ監督ス

第十五條 本法中、郡、郡長トアルハ郡長ヲ置カサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトシ市町村、市長トアルハ市制又ハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第十六條 民法第四十四條第一項、第四十五條

第二項第三項、第四十八條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條

乃至第六十一條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十條、第七十三條、第七十四條及第七十八條

乃至第八十一條ノ規定ハ同法第四十五條第三項及第四十八條第一項中間ニ關スル規定ヲ除クノ外住宅組合ニ付之ヲ準用ス、產業組

合法ハ第一條、第五條、第十六條、第三十二條、第三十四條、第三十八條、第四十三條、

第四十四條、第四十六條乃至第四十六條ノ三

第五十九條、第六十九條、第七十五條、第七十六條乃至第九十二條及第六十六條ノ規定ヲ除

クノ外住宅組合ニ付之ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(本法ハ大正十年七月一日ヨリ施行セラレタリ)









消費組合問題考察點 (照井)

露國の最近社會變動の經過及因由 (今井)

濠洲の社會政策 (安西)

少年犯罪の豫防と社會的協力 (泉二)

社會政策上よりの當面の三問題 (神戸)

工場及事業場に於ける福利増進事業と其監督 海軍々々司令部軍事研究資料

大阪に於ける勞働賃銀

英國に於ける失業者統計表

勞銀は何故高きや

佛國の外國勞働者驅逐計畫

我國の人口問題と勞働問題 (鈴木)

英國海員失業保險法に就いて

日英米諸國船員の給料

米國に於ける失業問題

最近我國に於ける農民都會集中現象 (有馬)

東京市電氣局共濟組合綱領 (平井)

米國の生活費五年間に倍加す

世界罷業統計

心的改造と物的改造

社會主義の未來國

ロバートオーエンの人物、思想事業

東紡王字勞働爭議顛末

職工待遇上の新生面

生計費研究法を論ず (松本)

社會進步の原因としての組合の價值

所謂知識階級と勞働階級との反目

養蠶漂白勞働者問題 (早川)

英國の失業者

日本古來の社會政策

大正九年英國炭礦夫同盟罷工顛末

大 陸

社會政策時報

臺灣時報

法學協會雜誌

大 觀

大阪貿易通報

大阪商業會議所海外經濟彙報

鐵 網

東 拓 月 報

太 陽

郵船調査資料

同

岩 永 通 信

帝 國 農 會 報

紫 電

京 都 實 業

日銀海外經濟彙報

社會問題研究

同

同

紡 織 界

實業の日本

經 濟 論 叢

東 方 時 論

同

國民經濟雜誌

東洋經濟新報

東洋經濟雜誌

通 商 公 報

米國に於ける新勞働團體設立

英國に於ける失業紡織職工の救濟

佛國に於ける割増家族手當制度

唯物史觀公式中の一句

所得分配統計 (潮見)

本邦に於ける消費組合の現状

注意すべき小作人問題 (河田)

米穀法案及米穀需給調節特別會計法案

愛蘭に於ける小作農保護政策

米穀投資防止運動 (田邊)

電氣鐵道從業員の訓練

大正九年度獨逸物價指數表

米國物價指數表

北米合衆國卸賣相場の變動

米國の對露政策の新傾向

世界的一大秘密結社 (今井)

ロシア革命と親子法(三)(完) (穗積)

住宅難に對する獨逸の立法 (我妻)

住宅問題と借家法案 (末弘)

四 月 の 部

工場に於ける塵埃及び除塵方法 (勝田)

求職者の失業期間調査

勞働能率と衛生との關係 (小西)

工場の衛生設備 (勝田)

東京府中央工業勞働紹介所成績

農村出身者の求職より觀たる社會問題 (布川)

第一回國勢調査速報を讀む(三) (二階堂)

レーニンの生涯と事業

赤色勞働組合國際同盟 (猪俣津)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



亂調なる歐洲物價  
對米移民問題を論ず  
排日と日本コロニー (室伏)

五月の部

我邦染織工場に於ける工場衛生概況

米國労働局採用工業權災傷害新算定法 (秋保)

第一回國勢調査速報を讀む(四) (二階堂)

「ギルド・ソシヤリズム」の理論と實際 (北澤)

明治より大正に亘る婦人の政治運動史

レーニンの農村革命論

農民と無産階級革命

日本民衆闘争史 (英文)

勞農露國の土地法

勞農露國に於ける無政府主義の人々 (山川)

日本社會主義運動小史 (堺)

ポリシエーヴィキの獨裁論 (土田)

農業問題に就て (岡本)

産業組合の改正要點

市街地信用組合の狀況

市街地信用組合の特色

戦時に於ける獨逸の農業的産業組合の狀況

ロシアの經濟事情 (萱場)

地主對小作人の紛争 (太田)

農村社會問題 (中澤)

露國の全國電化計畫

足尾事件と労働祭

失業と國民の反省

利潤分配實施上の諸問題 (田島)

戦後獨逸の社會主義運動 (河田)

東洋經濟新報  
國民經濟雜誌  
改 造

工場研究

同

統計集誌

同

女性同盟

社會主義研究

同

同

同

社會主義

同

文 業 組 合 化

同

同

同

同

同

社會政策時報

同

同

東洋經濟新報

同

財政經濟時報

經濟論叢

同

三角同盟罷業及根柢觀 (伊藤)  
甚だ悪化せる最近の労働争議 (鹽澤)  
最大多數者の最大幸福と労働全收權 (高橋)  
レーニン政府の根本政策變更觀  
遊戯並に遊戯場問題

社會主義による生産の増減如何 (高橋)

エルベルフェルト式救貧制度を論ず

歐米工場委員會制度の發達とホイットレー案

伊太利の労働者賠償法 (黒川)

獨逸の労働協議會法

印制製本業女工事情調査

職工の不熟練より起る工場災害と其豫防法

米國の佛國荒廢地救援事情 (友山)

米國に於ける生活費節減方法 (烏崎)

戦後に於ける獨逸の社會的立法問題 (宇都宮)

利潤配分實施上の諸問題 (田島)

露國に於けるマルキシズム (宮崎)

借家法

借地法

借家法及借地法の施行

住宅難に對する獨逸の立法(二) (我妻)

ブルガリアの強制労働法(五) (末弘)

米國労働組合と労働政府

米國労働者の賃金

各國海員失業補償制度一斑

農民運動の將來 (山崎)

鑛山に於ける女子組合に就て (佐藤)

英國炭鑛罷業についての諸觀察

英國炭坑夫の罷業

足尾労働争議の經過 (加藤)

東方時論  
實業の日本  
太陽陽  
大 觀  
社會政策時報

同

同

同

同

同

同

同

同

同

經濟論叢

滿蒙の文化

太陽(臨時増刊)

同

同

法學協會雜誌

中央法律新報

岩 永 通 信

日本棉花週報

郵船調査資料

帝國農會報

國民經濟雜誌

中央公論

鑛山労働者

同

同







歐洲の勞働界

英國勞銀騰貴狀況

伯林に於ける失業者 (伊藤)

英國勞働問題の將來 (橋本)

白耳義勞働者の教育狀況

石油山に於ける鑛夫死傷病者病類別法

鑛山衛生一般

炭坑々夫の身分及生計實狀

工場委員會制度の實例

從業員訓練法

未成年職工の趣味に就いて

勞働爭議の豫防策

失業の原因及救濟

諸會社銀行商店の夏期休養法如何

住宅政策の二三(一)

最近の失業職工數

ランカシヤ紡績工場の短業繼續と失業者救濟問題

物價低減第一消費組合運動の要 (志立)

獨逸に於ける經營の社會化(一) (岡田)

農民の文化生活 (高島)

生産費に關する考察

注目すべき小作人組合の増加

八月の部

工業災害率に關する研究

米國に於ける温情主義 (向井)

工場委員會と勞働組合との關係

婦人の隸屬と其の解放 (高橋)

濱田榮子事件の顛末と批判

社會革命の建設的方面

財政經濟時報

同

研究館月報

讀書會雜誌特別號

同

鑛夫問題資料

同

職工問題資料

同

同

同

外報摘要

實業之日本

東洋經濟新報

同

通商公報

財政經濟時報

國民經濟雜誌

帝國農會報

同

東洋經濟新報

同

工場研究

同

同

同

婦人公論

同

社會主義研究

日本民衆闘争史(英文)

伊太利工場占領騒動と其後 (林)

神戸勞働爭議の真相 (砂田)

勞働問題私議 (武田)

團體交渉權に就て

工場委員會規程草案

鐘紡九州療養所概観

長崎三菱造船所に於ける文化的設備に關する規程

住友の工場委員會制度實施

勤續加給の實例

賃金問題に對する雇傭主の態度

支那の勞働狀態

産業疲勞

合衆國金屬職工賃銀調査

日英米物價及賃銀高低表

英國の炭坑夫同盟罷業

布哇の勞働者大不足

米國の勞働問題と歐洲の勞働問題

八時間勞働制の沿革 (山本)

現代社會に於ける富の集中

住宅政策の二三 (三)

英國炭坑夫同盟罷業中に於けるランカシヤ綿業界現狀

模範工場經營策

ウヰリアムタムソンの分配論 (堀)

英國に於ける農業無産階級の發達(二) (増田)

農業勞働問題 (河田)

農業勞働問題一考察

カリフォルニア州の對日意見

印度に於ける政治的運動の沿革と現狀

露國に於けるマルキシズム (宮崎)

同

中央公論

同

紡績界

同

職工問題資料

同

同

同

同

製鐵所參考資料

同

同

同

同

貿易

世界の批判

同

經濟論叢

社會問題研究

東洋經濟新報

通商公報

紡績界

經濟論叢

帝國農會報

經濟論叢

東京經濟雜誌

外報摘要

貿易

滿蒙の文化





利益分配制を論ず (安本)

米國労働教育事情

特殊部落發生史

滋賀縣の特殊部落

友愛會物語

新西蘭に於ける産業仲裁々判制度

獨逸に於ける失業救済制度

大戰後の歐洲に於ける労働立法の傾向

レバハルム氏の六時間交代制

工場設備と能率

賃銀の道徳的考察

製紙工女登録制度と工銀

I、W、Wの組織

伊太利に於ける労働不安

佛國に於ける海員八時間制實施後の成績

諾威海員給料引下

伊國に於ける失業者數

米國工場委員會の典型 (林)

職業紹介法義解

本邦労働争議の推移と失業問題

職工募集と労働の地方的移動に就いて

雇傭制度變遷と賃銀

京都西陣失業者の特質と紹介所

公益職業紹介所と工業に於ける雇傭管理人との關係

職業紹介成績季報

最近英國労働市場

炭坑々夫の日常生活

鑛山衛生の一般

鑛夫負傷業務別調査

勞資同意志疏通事例

大阪財務  
社會政策時報

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

高島炭坑に於ける總代及團組長の制度

工場委員會委員選舉規程並實例

工場委員會の議事規程並議事種別事例

國際労働協約案の醫勞的解説

労働不安の眞因たる社會的不公平

倉紡四國各工場設備

労働者の子弟に學資貸與

最近の米國經濟狀態と労働運動

臺灣國勢調査結果

マルクス勞賃價格利潤

英國に於ける農業無產階級の發達(三) (増田)

小作問題の地歴的考察 (中澤)

歐米に於ける農村問題解決

共済組合規則改正 (影井)

各國の生活資料に關する物價指數

物價問題に就いて (本多)

我邦物價の趨勢

小賣價格問題

排日運動の内面的觀察

十月の部

社會主義とアナキズムの統一としての文化主義 (土田)

現代の合理的國家生活 (島本)

勞資争議に於ける倫理問題 (大島)

戰時に於ける獨逸の農業的産業組合の狀況

朝鮮の金融組合

佛國労働者加入株式會社の新制度

科學的經營法對心理學的經營法

同 職工問題資料

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同 世界の批判

同 臺灣時報

同 社會問題研究

同 帝國農報

同 公私經濟雜誌

同 臺灣鐵道

同 東拓月報

同 産業時報

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同





米國失業者報告  
工場委員會制度 (堀)  
社會主義の分類 (小林)  
伊太利に於ける社會主義學說の發達(上) (金原)  
關西勞働爭議件數參加人員  
大正十年十月失業概觀  
軍備縮少と失業問題  
全國鑛山に於ける診療機關  
日本勞働總同盟大會記 (赤松)  
勞働者の精神的指導待遇 (齋藤)  
同名異質の二種の工場委員會制度 (田邊)  
中國地方の部落改善 (前田)  
勞働委員會の效果  
鑛山衛生の一般 (八)  
職工訓育法總論 (二)  
勞働爭議の原因  
爭議後の大阪勞働組合態度  
失業組合と工場委員會制度を加味したる新式共濟組合  
職工募集員の統制監督機關  
公益職業交換所  
最近各國勞働市場  
失業問題研究と經濟政策(一)(三)  
勞働取引所の起源  
英國勞資の復古戰  
マシユ・アーノルドの社會思想  
農村問題と産業組合 (仙石)  
産業組合の利用發展策 (道家)  
勞農露國の産業國有  
小作法案(全文)  
小作法案を評す (横山)

世界の批判  
紡織界  
經濟論叢  
三田學會雜誌  
北海道石炭鑛業會々報  
同  
同  
同  
鑛山勞働者  
財政經濟時報  
同  
市町村雜誌  
鑛夫問題資料  
同  
職工問題資料  
同  
同  
同  
同  
職業紹介時報  
同  
同  
同  
東洋經濟新報  
我々等  
大日本農會報  
財政經濟新報  
經濟資料  
中央法律新報  
日本及日本人

小作問題に關する考案(一) (林)  
小作人の保護獎勵に關する施設  
蘇格蘭に於ける一九一一年の小作  
人法の要旨及成績(二) (澤村)  
村有小作地設定の義 (矢内)  
自作農扶殖の開墾地  
農業勞働問題  
炭鑛鑛夫健康の狀態調査(二) (白川)  
三大戰後の郵便貯金狀況  
食料品中心の物價騰貴  
支那の諸物價統計表  
米國物價指數表  
歐洲各國物價指數表  
勞農政府の現在と將來  
十二月の部  
農村の保健衛生實地調査に就て(三) (二階堂)  
東京市内細民の世帯及人口に關  
する統計的觀察(二) (荒木)  
結婚と戀愛との關係の社會的意義 (大山)  
大正十年度頻出の男女關係の諸相を何と觀る  
ゴルキの觀たるレーニン  
孤立的活動より聯合的活動へ(仙石)  
獨逸の産業組合に就て  
朝鮮の金融組合  
分産主義の研究 (土田)  
婦人解放と風俗の頹廢 (井上)  
マルクス主義の一瞥 (深作)  
ロザ・ルクセンブルグの手紙 (井口)  
工場委員會を中心に

帝國農會報  
同  
同  
同  
同  
經濟論叢  
北海道石炭鑛業會報  
財政經濟時報  
東洋經濟新報  
日華公論  
上海週報  
同  
世界の批判  
統計集誌  
同  
婦人公論  
同  
社會主義研究  
産業組合  
同  
同  
同  
文西倫理  
丁西倫理  
同  
我々等  
鐵道

一經濟學者と一社會主義者との立會演說

獨逸勞働者重役會議參與權

大阪市に於ける住家の趨勢

私有制の經濟的害惡

住宅政策及び其金融 (渡邊)

勞銀制度報告要領 (福田)

成功せる三菱神戸造船所の工場委員會(一)

日本絹布の教育設備

季末賞與の模範的實例

哈市勞銀と南滿主要地との比較

支那職工の勞銀

鑛夫年功慰勞金給與規定の實例

石油山に於ける鑛夫負傷原因調査

孟買勞働局設立趣旨並孟買地方勞働者生活費

英國勞働黨の外交政策

勞働協約に關する獨逸の立法並に草案文 (平野)

借家法借地法の現在及び將來 (三瀧)

全北に於ける勞働組合事情

朝鮮に於ける勞銀の趨勢

伊太利に於ける社會主義學說の發達 (金原)

社會思想家としてのウイリアムモリス (加田)

布哇に於ける經濟狀態と本邦人狀況

革命以後の露西亞産業

伊太利に於ける産業組合運動 (久保田)

經濟的合理主義の基礎 (福田)

埼玉縣に於ける小作紛擾解決條件

蘇格蘭に於ける千九百十一年の小

小作人の要旨及成結(三) (澤村)

英國に於ける農業無產階級の發達 (増田)

來年の米穀需要供給關係 (加賀)

社會問題研究

東洋經濟新報

建築と社會

大日本

財政經濟時報

國民經濟雜誌

職工問題資料

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

小作問題に關する考察 (林)

農民の現状と其向上策 (田村)

地主小作共同組合格約案 (後藤)

農民は先づ力を養へ (橋本)

戒飭すべき地主と保護すべき地主 (岡田)

小作爭議に就て (山崎)

英國農村社會史の概要(一) (村山)

小作爭議の激増

坑夫同盟罷工が英國の鋼鐵工業に及ぼしたる影響

レニン政府の見たる貿易と其意義 (山田)

極東反過激派の真相

婦人解放の名著 (野上)

支那の無產階級と勞働運動

暗殺の思想的考察 (長谷川)

第二インターナショナルの死産 (小牧)

難船せる英國勞働者 (林)

社會主義運動の背景 (新居)

一九二一年の勞農露西亞 (山川)

共產獨逸の諸相 (小田)

佛國の共產主義運動

利潤分配制度と産業民主主義

共濟組合綱領

農村に於ける地主對小作人爭議 (堀江)

文化主義としての民衆娛樂問題

帝國農會報

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



獨逸に於ける労働及産業問題

協 調 會 編

從業員諸子に對する希望其他

川崎造船所編

ポリシビーキの理論と實際

ラッセル著 前田川廣一郎譯

最新社會學講話

納 武 津 著

續現代社會問題の社會學的研究

米田庄太郎著

空想的及科學的社會主義

エンゲルス著 堺利彦譯

ラッセル論集

松 本 悟 郎 譯

歐米失業問題

協 調 會 編

愛蘭革命派とボルシエビキ

拓殖局編

勞銀問題

農商務省工務局編

無政府主義論

若 山 健 二 譯

オレーヂ、ホブソン共著

非 篋 節 三 著

並に労働者の健康

日本社會學院編

勞農革命の前途

エルクス全集第二冊

ロシア最近の産業狀態

有 内 勇 平 著

現代社會問題

日本社會學院編

過激主義と支那

レ ー ン 著

露國の最近社會變

高 島 素 之 譯

研究第八卷

堀 江 歸 一 著

勞賃格及び利潤

協 調 會 編

露國の最近社會變

聯 盟 會

增補労働問題の現在及將來

杉 森 孝 次 郎 著

ソヴェエツト露西亞の労働狀態

協 調 會 編

露國の最近社會變

宮 地 武 夫 著

新社會の原則

生 田 長 江 著

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

反資本主義

湯 原 元 一 著

唯物史觀研究

新 東 蘇 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

理想主義と現代文化

佐 野 學 編

近世社會主義思想史

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

思想問題の側面觀

松 本 悟 郎 譯

民主政治と獨裁政治

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

日本國民性の研究

立 石 信 郎 著

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

労働運動と新哲學

建 部 遜 吾 著

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

國際労働機關「經濟研究」の二三

土 田 杏 村 著

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

文化主義原論

滿 鐵 調 査 課 編

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

労働者の待遇

宇 都 宮 鼎 共 編

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

國家の労働問題

三 菱 合 資 會 社 編

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

國防上の社會問題

大 阪 日 々 新 聞 社 編

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

英國に於ける工場委員會

米 田 庄 太 郎 著

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

團體交渉權正解

荒 畑 勝 三 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

現代文化人の心理

高 島 素 之 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

私有財産の進化

荒 畑 勝 三 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

財産進化論

高 島 素 之 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

社會思想の變革

町 野 並 樹 譯

勞農革命の建設的方面

レ ー ン 著

露國の最近社會變

河 上 肇 著

|                |            |             |            |              |          |
|----------------|------------|-------------|------------|--------------|----------|
| 景氣不景氣の見方       | 木谷 勝 郎著    | 日本經濟史(原論)   | 本庄榮次郎著     | 財政學講義        | 馬場 鏌 一著  |
| 對露通商問題一斑       | 橫濱正金銀行編    | 個人經濟學說と其環境  | 細貝 正 邦著    | 第四部 政活及法律    |          |
| マルクス全集         | 高 品 素 之譯   | 物價は何うなるか    | 佐藤 密 藏著    | 書 名          | 著 譯 編 者  |
| 資本論第三卷の二       | 川瀬惣次郎著     | 物價決定の法則     | ケムメラ一著     | 現代民主政治       | 日本讀書協會譯  |
| 肥料學            | 同          | 露西亞經濟史研究    | 太田信吉共編     | 五十内閣更迭史論     | 弘田 直 衛著  |
| 土壤學            | 神戶 正 雄著    | 物價百年史       | 佐野 學著      | 支那の變局        | 水野 梅 曉著  |
| 實際經濟問題         | 内田 銀 藏著    | 經濟學の基礎概念    | 西端鎮次郎著     | 有色民族の大不平     | 渡邊 巳之次郎著 |
| 日本經濟史研究        | 竹内 謙 二譯    | 庶民金融談       | カール、メンガー原著 | 日本政治思想史      | 稻田周之助著   |
| アダム スミス 富國論(一) | 内田 銀 藏著    | 國民經濟濟原論總論   | 山口 正 太郎譯   | 極東共和國政情      | 高橋 清 吾著  |
| 日本經濟史上卷        | 本庄榮次郎著     | 最近獨逸の財政經濟狀態 | 小林丑三郎著     | 支那革命外史       | 黑龍 管 區編  |
| 經濟史考           | 日本銀行營業局編   | 改訂經濟學考證     | 福田 德 三著    | 上部シレンシア問題の經  | 北 一 輝著   |
| 戰後第一年の英國經濟界概觀  | 塚本豐次郎編     | 佛國の財政及經濟    | 神戶高等商業學校   | 緯之其の經濟的意義    | 大藏省理財局編  |
| 貨幣沿革圖録         | ビュヒアー原著    | 社會經濟研究      | 商業研究所編     | 最近の在米同胞      | 加藤 文 護著  |
| 改刻 經濟的文明史論     | 權田保之助譯     | 經濟價值論       | 堀 江 歸 一著   | テモクワシーと新公民教育 | 川本 宇之助著  |
| 財産起源論          | 貴 島 克 巳譯   | 獨逸の經濟狀態に關する | 加田 哲 二著    | 西伯利亞の富源及政情   | 小山 精一郎著  |
| 科學的經營の原理       | 山 田 佐 八譯   | 漢堡ワルブルグ氏通信  | 日本銀行編      | チエツコ、スロヴァ    | 外務省臨時調查部 |
| 取引所講話          | 河 合 良 成著   | 第八、九、十、十一報  | 神戶高等商業學校   | キア共和国憲法      | 編 外 務 省  |
| 社會經濟研究         | 堀 江 歸 一著   | 物價騰貴と其對策    | 商業研究所編     | 對埃平和條約解說概要   | 外 務 省    |
| 經濟學論攷          | 福 田 德 三著   | 純理經濟學の諸問題   | 山口 正 太郎著   | 第三革命後の支那     | 吉 野 作 造著 |
| 經濟思想の變遷と       | 河 津 退著     | 日本經濟史       | 瀧 本 誠 一著   | 植民地統治論       | 泉 哲 著    |
| 經濟政策の根本義       | 加 田 哲 二著   | 財政學         | 小川 郷 太郎著   | 軍備制限論        | 尾 崎 行 雄著 |
| 經濟價值論          | 瀨谷佐次郎著     | 英國戰時財政概要    | 日本銀行調查局編   | 國家主義         | 田邊 壽利譯著  |
| 經濟原論           | 和 田 佐 一郎譯  | 續文那研究       | 安 東 不 雄著   | 現代國家批判       | 長谷川 萬次郎著 |
| リカードー經濟原論      | 野村商店調查部編   | 叢書第三卷       | 小 村 良 男著   | 印度の國民運動      | 拓 殖 局編   |
| 物價百年史          | 日本銀行調查局編   | 最進列國の財政     |            | 日英米の現状と帝國の將來 | 島 屋 政 一著 |
| カルテルとダンピング     | ツエームス、ボナー著 |             |            | 不列顛世界權の根柢    | 伊 藤 久 秋譯 |
| 經濟哲學史          | 東 晋 太 郎譯   |             |            |              |          |
| ラウソ 生活費の研究     | 上 原 好 咲譯   |             |            |              |          |



ランシング氏平和會議秘録 大阪毎日新聞社編

國家新論 上杉慎吉著

我が思ふ所、軍備制限に就いて 尾崎行雄著

普選を中心として政治労働社會問題の一般的批判 今井嘉幸著

「デモクラシー」と寡頭政治 セー、エリス、パーター原著 杉山其日庵譯

識者の普通選挙見たる 永井柳太郎編

諸外國に於ける小作に關する法令第一卷 農商務省農務局編

英國憲法及行政法綱領 川手忠義譯

大戰國際法論 小山精一郎著

時事憲法問題批判 美濃部達吉著

小作參 諸外國に於ける小作地設定に關する考資料 法律第一卷 農商務省農務局編

貸借人借地借家法便覽 山野井龜五郎著

米國仲裁裁判制度 協調會編

法律及法律學の本質 シュタムラア著

借地法借家法研究 中島慎一譯

中南米諸國移植民法規 河原榮次郎著

オハイオ州労働保險法 外務省臨時調査部編

マサチューセッツ州労働者損害賠償法 農務省編

英國労働組合の法律上の地位 協調會編

英國労働法解説 大日方重隆共譯

佛國海員労働規程 日本海員救濟會編

物權法上卷 宋弘毅太郎著

和蘭業務災害保險法 農務省編

紐育州労働者損害賠償法 同

刑法と社會思想 收野英一著

英國國民健康保險法 農務省編

埃國社會保險法令要覽 保險局編

五人組法規集 穗積陳重著

住宅組合法規集 井上重著

労働組合及使用者組合の法律上の責任 協調會編

五人組制度論 穗積陳重著

憲法講話總論 美濃部達吉著

民法總論(下) 穗積重遠著

佛國職業組合の法律上の地位 協調會編

附職業組合修正文 工場職工法規大鑑 工業教育會

第五部 調査及統計

東京市内の細民の入質に關する調査 東京市社會局編

東京市内の細民に關する調査 同

内職に關する調査 同

日本社會事業年鑑 大原社會問題研究所編

第二回國際労働會議報告書 外務省編

日本社會衛生年鑑 大原社會問題研究所編

職工解雇の場合に於ける待遇概要 東京府商工課編

大正八年度保險年鑑、甲、乙 農務省編

毎日年鑑(大正十年度) 大阪毎日新聞社編

國民年鑑 渡邊春藏編

東京市社會局年報 東京市社會局編

漁業別業に關する調査 農務省農務局編

土地利用及開墾事業要覽 同

大正八年外國貿易概覽 大藏省主稅局編

女子同盟(舊慣による坑夫の共濟團體)に關する調査 農務省鑛山局編

府下各工場に於ける職工の福利進施設概要 東京府商工課編

青物魚類市場調査 大阪府編

海事年鑑(十年度) 海事彙報社編

歐米労働問題調査報告書 古河合名會社編

工場通覽(大正九年十二月) 日本工業俱樂部編

農業金融に關する調査(其一)帝國農會編

工業會社資本金調 日本銀行調査課編

職工生計状態に關する調査 東京府商工課編

農場利益分配の事例 農務省農務局編

時事年鑑 時事新報社編

小作組合に關する調査 農務省農務局編

地主組合に關する調査 同

蕃族慣習調査報告書 臺灣總督府蕃族調査會編

蕃族調查報告 同

萬國航空年鑑 吉田禎治編

- 經濟年鑑 東洋經濟新報社編
- 關東州並滿洲在留本邦人及外國人人口統計表 外務省亞細亞局編
- 第三十四回內務省統計報告 內務大臣官房編
- 大正八年通信統計要覽 遞信省通信局編
- 農事統計 農商務省農務局編
- 大正貿易保險局統計年報 貿易保險局編
- 大正八年工場統計表 農商務省編
- 大正七年日本帝國人口動態統計記述編 國勢院編
- 大正八年度統計年報 滿鐵調查部編
- 日本帝國第三十九統計年鑑 國勢院編
- 海外各地在留邦人職業別人口表(大正九年現在) 外務省通商局編
- 本邦經濟統計 日本銀行調查局編
- 國勢調查結果概數 臺灣總督府官房臨時國勢調查部
- 一般統計論 森數樹著
- 大正七年日本帝國人口動態統計 國勢院編
- 本邦不動產金融に關する統計的資料 日本勸業銀行調查課編
- 貯金局總計年報 貯金局編
- 大正第一回臺灣國勢調查及住居世帯人口 國勢院第一部編
- 戰前戰後に於ける國富統計 臨時國勢調查局編
- 國勢調查速報(在外本邦人) 今井榮之譯
- 人口と統計

## 大原社會問題研究所設立趣意書

世界戦争以來、社會問題の解決は我國に於ても、其の急を要するに到つた。此の問題の解決は、公平なそして飽くまでも根本的な立場からするを要し、決して一部利害關係者の見地からすべきでない。それには、問題の基礎に遡り、我が國の實際に鑑み、且つ諸外國の實例に徴して、充分研究調査を遂げなければならぬ。本研究所は此の趣旨の下に建てられたものであり、其事業の計畫は大體次に掲ぐる規程の如くである。

## 大原社會問題研究所規定

- 第一條 本所ハ大原社會問題研究所ト稱シテ之ヲ大阪ニ置ク
- 第二條 本書ハ左ノ事項ヲ行フヲ以テ目的トス
- 一、社會問題ニ關スル研究及ビ調査ヲ行フコト
  - 二、社會問題ニ關スル特殊方面ニ付キ専門家ニ研究又ハ調査ヲ囑託スルコト
  - 三、社會問題ニ關スル本邦學者ノ研究ヲ刊行スルコト
  - 四、社會問題ニ關スル海外ノ著書ヲ翻譯刊行スルコト
  - 五、社會問題ニ關スル懸賞論文ヲ募集シ之ヲ審査發表スルコト
  - 六、社會問題ニ關スル研究及ビ調査ヲ援助スルコト
  - 七、社會問題ニ關スル學術講演及ビ講習會ヲ開催シ學術雜誌ヲ刊行スルコト
  - 八、社會問題ニ關係アル内外圖書及ビ資料ヲ蒐集シ廣ク研究者ノ便ヲ圖ルコト

第三條 本所ニ左ノ所員ヲ置ク

- 一、所長(一名)
- 二、評議員(若干名)
- 三、研究員(若干名)
- 四、研究囑託(若干名)
- 五、助手(若干名)
- 六、幹事(一名)
- 七、圖書主任(一名)
- 八、書記(若干名)

創立月日

大正八年二月九日

本部

大阪市南區天王寺伶人町四八七四

東京事務所

東京市外大久保百人町三八五

現在所員

所長 高野岩三郎

評議員 柿原政一郎 河田嗣郎 河上肇

小河滋次郎 大原孫三郎 高田慎吾(幹事)

米田庄太郎 (ABC順)

研究員 研究助手 研究囑託各若干名

大原社會問題研究所編

# 日本社會事業年鑑

第參輯

(大正十一年版)

菊判三百七十頁

定價金二圓

送料書留十五錢

定價(圓) 送料

日本勞働年鑑 第一輯 (九年版) 三・八〇 一・二五

全 第二輯 (十年版) 四・五〇 一・二五

日本社會事業年鑑 第一輯 (九年版) 一・八〇 一・二五

全 第二輯 (十年版) (品切)

日本社會衛生年鑑 第一輯 (九年版) 二・〇〇 一・二五

全 第二輯 (十年版) 二・五〇 一・二五

大正十一年七月十五日印刷  
大正十一年七月十八日發行

日本勞働年鑑與付

定價金 參圓

版權所有

編著者 大原社會問題研究所

代表者 高野岩三郎

發行者 大島秀雄

東京市神田區西紅梅町十二番地

印刷者 鷺見九市

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所 株式會社 秀英舍第一工場

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

發行所 東京市神田區西紅梅町十二番地  
大原社會問題研究所出版部

東京市神田區西紅梅町十二番地

發賣所 同人社書店

振替東京二七〇六五番  
電話神田二九五九番

覆刻 ● 戦前版日本労働年鑑

第3集 / 1922年版



戦前版発行 一九二二年七月一八日  
覆刻版発行 一九六七年一月一〇日  
同第二次発行 一九七九年一月二九日

覆刻版 編者 法政 大原社会問題研究所

発行所 財団法人 法政 大学出版局

〒一〇六 東京都港区南麻布二一八―四  
電話・〇三(四五三)〇七二七  
振替・東京六一九五八一四番

印刷所 株式会社 平文社

製本所 有限会社 昭栄堂製本所

# 戦前版 日本労働年鑑

## 全21集一覧

---

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 第 1 集 | 1920年 (大正 9 ) 版 |
| 第 2 集 | 1921年 (大正10) 版  |
| 第 3 集 | 1922年 (大正11) 版  |
| 第 4 集 | 1923年 (大正12) 版  |
| 第 5 集 | 1924年 (大正13) 版  |
| 第 6 集 | 1925年 (大正14) 版  |
| 第 7 集 | 1926年 (大正15) 版  |
| 第 8 集 | 1927年 (昭和 2 ) 版 |
| 第 9 集 | 1928年 (昭和 3 ) 版 |
| 第10 集 | 1929年 (昭和 4 ) 版 |
| 第11 集 | 1930年 (昭和 5 ) 版 |
| 第12 集 | 1931年 (昭和 6 ) 版 |
| 第13 集 | 1932年 (昭和 7 ) 版 |
| 第14 集 | 1933年 (昭和 8 ) 版 |
| 第15 集 | 1934年 (昭和 9 ) 版 |
| 第16 集 | 1935年 (昭和10) 版  |
| 第17 集 | 1936年 (昭和11) 版  |
| 第18 集 | 1937年 (昭和12) 版  |
| 第19 集 | 1938年 (昭和13) 版  |
| 第20 集 | 1939年 (昭和14) 版  |
| 第21 集 | 1940年 (昭和15) 版  |

---

法政大学出版局刊